

## 福島県建設業企業合併等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、財務改善や経営基盤の強化を目指す建設業者の自主的な取組みを支援するため、合併等を行った建設業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「建設業者」とは、福島県内に主たる営業所を有する者で、福島県建設工事入札参加資格を有する者をいう。

2 この要綱において「合併等」とは、会社合併、事業譲渡、共同事業のための組合等の設立（協業組合、有限責任事業組合等）をいう。

### (補助金の交付基準)

第3条 この補助金は、別表1の基準により交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）を福島県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類は、別表2のとおりとする。

### (補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付申請書の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるとき等は、事由が発生した日から起算して10日以内に、第5号様式により申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

### (変更等の申請)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費の20%以内の減となる場合で、事業計画の大幅な変更がないものをいう。

### (状況報告)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求めることができる。

### (実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、実績報告書（第7号様式）によるものとし、その提出時期は、補助事業完了の日（廃止の場合においては、廃止の日）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

なお、補助事業完了の日は、合併等登記日とする。

- 2 第1項に規定する、実績報告書及び補助金交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 合併等実施報告書（第2号様式）
  - (2) 収支精算書（第3号様式）

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、第9条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第5条で通知している交付決定額と確定額とが同一である場合については、省略できるものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第12条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
  - (3) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助事業者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる。また補助事業の内容について報告を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表1 補助金交付基準

項目	内容
補助対象者	補助金の交付の対象者は、合併等当事者の内、存続会社または事業を承継した会社であり申請日現在において、次の各号を満たす者とする。 ①建設業者であること。 ②資本金が2千万円以上であること。 ③合併等を行う法人間に別表3に定める人的関係又は資本的關係がないこと。 ④有効な経営事項審査を有すること。
補助対象経費	・合併等に要する経費で、合併等の契約締結日以降に発生するもののうち次に掲げるものを対象とする ① 合併等の会計処理に係る経費（税理士報酬等） ② 商業登記に係る経費（登録免許税、司法書士報酬等） ③ 合併公告及び催告に係る経費（公告掲載経費、催告通知経費等） ④ 経営事項審査受審及び建設業許可申請手続きに係る経費（行政書士報酬等） ⑤ 雇用保険の合併等手続きに係る経費（社会保険労務士報酬等） ・補助対象経費は、上記経費の合計（千円未満で切り捨て）とする。なお、消費税は対象外とする。
補助率	2分の1以内 （上限50万円）
その他	建設業許可申請手数料、経営事項審査申請手数料については補助対象外とする。

別表2 補助金交付申請書の提出期限及び添付書類

項目	内容
提出期限	合併等契約締結日以降、合併等効力発生日の前日から起算して14日前まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等実施報告書（第2号様式）</li> <li>・ 収支予算書（第3号様式）</li> <li>・ 合併等契約書</li> <li>・ 合併等当事者双方の合併等の前の商業登記簿謄本</li> <li>・ 合併等当事者双方の合併等の前の株主・出資金一覧表</li> <li>・ 存続会社の直近の経営事項審査結果通知書の写し</li> <li>・ 合併等当事者双方の決算書（申請日現在において直近のもの）</li> <li>・ 支出（見込）を証する書類</li> </ul>

### 別表3

次に該当する場合を、人的関係又は資本的関係のある法人という。

#### 1 人的関係

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

#### 2 資本的関係

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(1) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### 3 その他

その他上記1又は2と同視しうる人的関係又は資本的関係があると認められる場合。